

訪問看護ステーションの開設から請求までの流れ

※本資料は概要を示したものであり、手続き時は法令等のご確認をお願いします。

訪問看護事業を行うためには、訪問看護事業所（訪問看護ステーション）を開設する必要があります。

また、指定訪問看護（医療保険の訪問看護）を行い、訪問看護療養費（指定訪問看護に要した費用）を請求するためには、指定訪問看護事業者の指定を受ける必要があります。

ポイント1 開設前

指定訪問看護事業者の指定を受けるには法人格が必要です。

⇒個人開設は不可



ポイント2 指定前

指定訪問看護事業者の指定を受けるには「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」を満たしておく必要があります。

(例)

第2条：保健師、助産師、看護師又は准看護師の員数が常勤換算で2.5以上であり、その内の1名は常勤でなければならない。

第3条：訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならず、管理者は保健師、助産師又は看護師でなければならない。

※常勤換算：訪問看護ステーションの看護職員の勤務延時間数を当該訪問看護ステーションにおいて常勤の看護職員が勤務すべき時間数で除して得た数

ポイント 3 指定の申請（手続き）

指定訪問看護事業者の指定（医療保険の指定）の手続きは、介護保険の指定を受けるかどうかにより異なります。

また、指定後は指定通知書が交付されます。

【概要】

	介護保険と医療保険の両方の指定を受けたい（※1）	介護保険の指定のみ受けたい（医療保険の指定は受けない）（※2）	医療保険の指定のみ受けたい（介護保険の指定は受けない）	
申請先	都道府県知事等 【申請先】介護保険担当部署にお問い合わせください。	都道府県知事等 【申請先】介護保険担当部署にお問い合わせください。	地方厚生（支）局長 【申請先】近畿厚生局府県事務所（大阪府は指導監査課）	地方厚生（支）局長 【申請先】近畿厚生局府県事務所（大阪府は指導監査課）
申請書類	介護保険担当部署にお問い合わせください。	介護保険担当部署にお問い合わせください。	様式第2（指定訪問看護事業を行わない旨の申出書）（※3）	様式第1（※3）

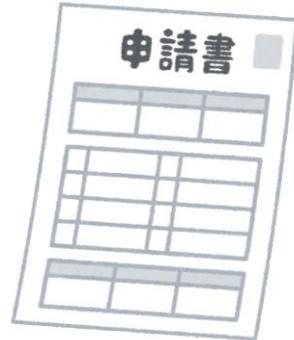
※1. 介護保険法に基づき、

**都道府県知事による指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者
市町村長による指定地域密着型サービス事業者**

の指定を受けた場合は、別段の申出（※2参照）がない限り、健康保険法に基づく指定訪問看護事業者の指定がされたとみなされますので、医療保険の指定の手続きは不要です（「みなし指定」といいます。）。

※2. **都道府県知事等と地方厚生（支）局長のそれぞれに手続きが必要です。**

※3. 様式第1及び様式第2は近畿厚生局ホームページに掲載しています。



ポイント4

指定後：基準の届出を行う（基準の届出を行わない場合は **ポイント5** へ）

次の費用（訪問看護療養費）は、あらかじめ地方厚生（支）局長あてに基準の届出を行わないと請求できません。



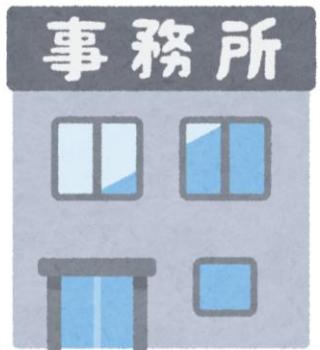
【基準の届出が必要なもの】※届出にあたっては基準を満たしておく必要があります。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・精神科訪問看護基本療養費・24時間対応体制加算・特別管理加算・訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する専門の研修を受けた看護師・精神科複数回訪問加算・精神科重症患者支援管理連携加算・機能強化型訪問看護管理療養費1・機能強化型訪問看護管理療養費2・機能強化型訪問看護管理療養費3 | <ul style="list-style-type: none">・専門管理加算・遠隔死亡診断補助加算・訪問看護医療DX情報活用加算・訪問看護管理療養費1・訪問看護管理療養費2・訪問看護ベースアップ評価料(I)・訪問看護ベースアップ評価料(II) |
|--|--|

【届出の手続き等】

近畿厚生局ホームページに基準の届出様式を掲載していますので、様式をダウンロードし、訪問看護ステーションが所在する府県を管轄する近畿厚生局各事務所（大阪府は指導監査課）に届出書を1通を提出してください。

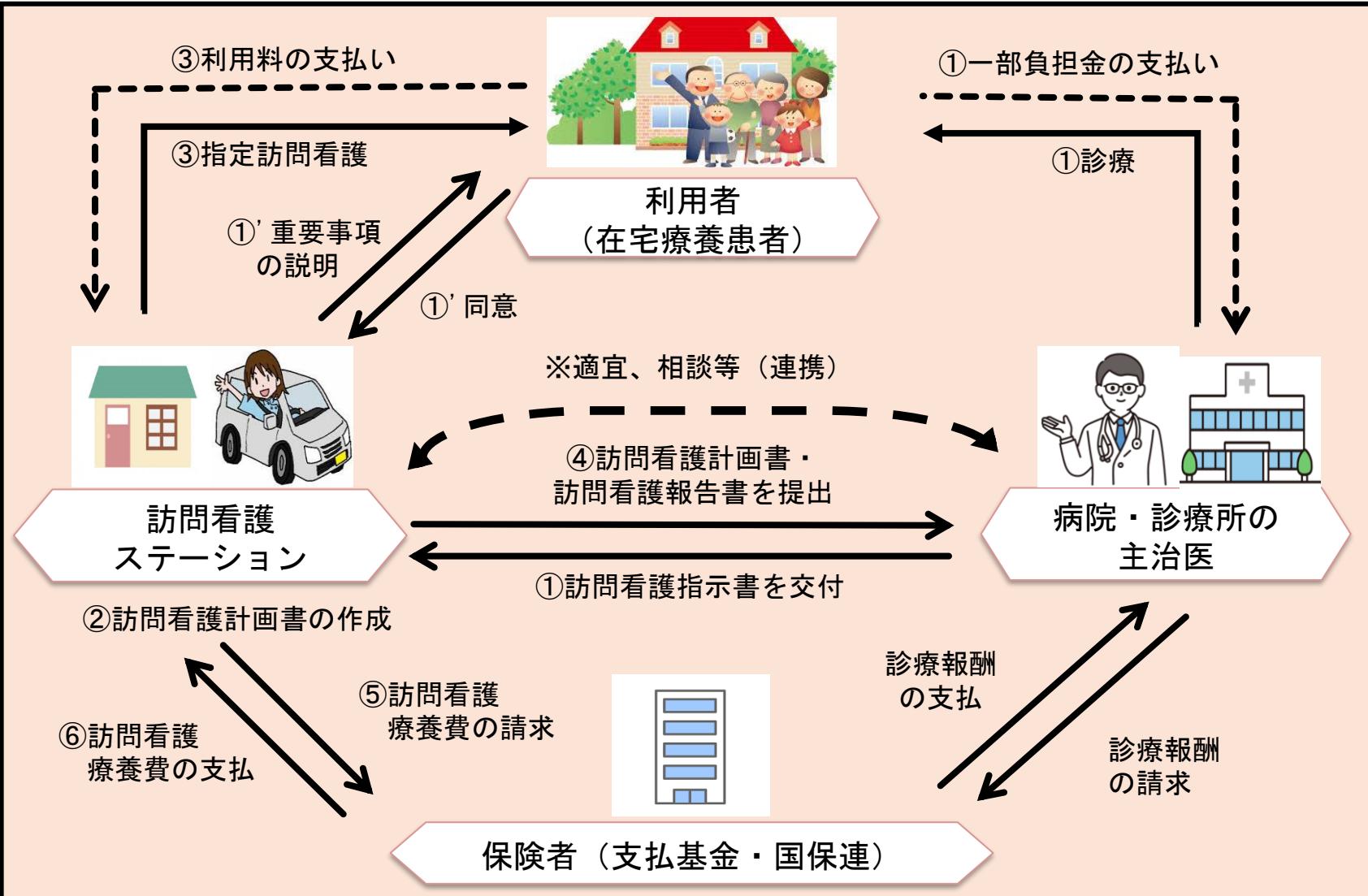
なお、届出にあたっては、告示・通知・事務連絡（疑義解釈資料）等のご確認をお願いします。



ポイント5

指定訪問看護を行い、訪問看護療養費を請求する

※本資料はイメージです。実際は、利用者の状態等により、順番、頻度等が変わる場合があります。



- ① 主治医が診療の結果、訪問看護の必要性を認め、利用者が選定する訪問看護ステーション等に訪問看護指示書を交付する。
また、利用者は保険医療機関（病院・診療所）に一部負担金を支払う。
 - ①' 訪問看護ステーションは指定訪問看護を行うに際し、あらかじめ利用者又はその家族に重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
 - ② 訪問看護ステーションは訪問看護計画書を作成する（訪問看護計画書の主要な事項は、利用者又はその家族に説明しなければならない。）。
 - ③ 訪問看護ステーションが訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき指定訪問看護を行う。また、利用者は訪問看護ステーションに利用料を支払う。
 - ④ 訪問看護ステーションは訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出する
 - ⑤ 訪問看護ステーションは保険者（支払基金・国保連）に訪問看護療養費の請求を行う。
 - ⑥ 保険者（支払基金・国保連）から訪問看護ステーションに訪問看護療養費が支払われる。
- ※ 定期的に訪問看護ステーションは主治医に指定訪問看護の継続の要否等について相談する。